

漁業関係法令等の違反に対する農林水産大臣の処分基準等の一部改正案についての意見・情報の募集についての御意見及びそれに対する考え方

意見 番号	御意見の概要	回答
1	改正案では「文書指導をされたにもかかわらず、それに従わず同一の管理年度において…」という要件が設定され、一度「文書指導」を経るプロセスを必須とすることは、悪質な事業者に対して証拠隠滅や一時的な逃避の猶予を与える懸念があります。 VMS(船舶位置測定装置)や電子ログブック(e-log)等のデジタルデータと実際の揚陸量との間に明確かつ著しい不一致があり、意図的な虚偽報告・未報告と判断される悪質なケースにおいては、「文書指導」の工程を挟むことなく、直接処分手続きへ移行できる例外規定(即時処分要件)を明記することを提案します。	漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 27 条及び第 34 条の規定を踏まえ、法第 26 条第 2 項及び第 30 条第 2 項に定める報告義務に違反し、かつ引き続きするおそれがあると判断する場合として、改正案の記載としており、違反の確認後、速やかに文書指導を行い、迅速に対応してまいります。 また、当該違反行為が、法第 27 条及び第 34 条の規定に該当しない場合であっても、法第 131 条第 1 項の停泊命令等の対象となります。このとき、当該違反行為が、漁業関係法令等の違反に対する農林水産大臣の処分基準等（令和 2 年 11 月 16 日付け 2 水管第 1550 号水産庁長官通知。以下「処分基準」という。）第 8 の 1（4）②ウに定める悪質な行為等に該当する場合、停泊期間が加算されることとなります。
2	改正案では、報告義務違反に対する停泊処分等の要件として「文書による指導をされたにもかかわらず、それに従わず同一の管理年度において採捕した特別管理特定水産資源について報告をせず、若しくは虚偽の報告をした場合」と規定されています。 この規定により、悪質な漁獲隠蔽や組織的な虚偽報告が発覚した場合であっても、初回は必ず「文書指導」というステップを挟む必要が生じます。文書指導の発出から再違反の確認、処分決定に至るまでには一定の期間を要するため、処分発動までの間に不法な採捕や隠蔽行為が継続され、水産資源に深刻な影響を及ぼすおそれがあります。 「文書による指導」の手続きを迅速化するとともに、明らかな悪意や隠蔽工作が認められる場合に対応できるよう、運用方針の明確化または但書等の追加を提案します。	

3	今回の改正案では、第 2 及び第 5 において、漁獲枠の超過や特別管理特定水産資源に係る報告義務違反等について、停泊処分等を行う要件として「当該採捕を引き続きするおそれ」又は「当該違反行為を引き続きするおそれ」が定められています。 また、第 2 の (1) 及び第 5 の (1) では、報告義務違反について、水産庁から文書による指導を受けたにもかかわらず、それに従わず、同一の管理年度に再び違反した場合が、停泊処分の適用範囲として定められています。 これらの規定について、違反に対する抑止力という観点から懸念がありますので、処分基準については、「引き続き違反するおそれ」の有無だけではなく、少なくとも以下の点を考慮できる制度とすることを求めます。 1. 故意による違反と、計量ミスや入力ミス等の過失による軽微な違反を明確に区別すること。 2. 故意かつ重大な違反については、初回の違反であっても、違反の故意性、超過量、違反によって得られた利益、資源管理への影響等を考慮し、十分な抑止力が働く措置を講じること。 3. 軽微な過失や事務的なミスについては、訂正、指導、警告等によって適切な是正を促す一方、故意・悪質な違反については、違反の態様や重大性に応じて段階的に重い処分を行うこと。 4. 「引き続き違反するおそれ」がないことだけを理由として、故意かつ重大な初回違反が十分な不利益を伴わないことのないようにすること。 5. 漁獲枠を遵守するために自主的に漁獲量を抑えるなど、ルールを守っている漁業者が、違反者との比較において相対的に不利益を被ることのない制度とすること。	法第 26 条第 2 項及び第 30 条第 2 項に定める報告義務の違反については、当該違反行為が、法第 27 条及び第 34 条の規定に該当しない場合であっても、法第 131 条第 1 項の停泊命令等の対象となります。 なお、処分基準第 11 において「当該法令等違反行為が不可抗力によるものであること等情状が認められる場合又は軽微なものと認められる場合には、農林水産大臣は、当該処分を減輕し、又は当該処分をせず警告に留めることができる。」と定めていることから、軽微な過失等については、同規定に該当するか否かを検討し、適切に対応いたします。
4	「報告義務違反を継続して行うおそれがある」との要件は、判断に一定の裁量が伴うため、処分基準が十分に明確でない場合には、誠実に法令を遵守して操業している漁業者が不利益を受けることのないよう、慎重な制度設計が必要と考えます。 そのため、処分基準には、「継続して行うおそれ」が認められる具体的な判断要素を可能な限り明記することを要望します。 また、単発の軽微な違反や、直ちに改善された事案のみを理由として停泊処分等の対象とすることがないよう、違反の態様及び程度に応じた段階的かつ比例的な運用を処分基準において明確にさせていただくことを要望します。 資源管理の実効性を確保するためには、悪質な違反者に対する適切な措置とともに、法令を遵守し誠実に操業している漁業者が安心して事業を継続できることも重要です。そのため、恣意的な運用が疑われる余地をなくし、処分の公平性及び予見可能性を高める観点から、処分基準の一層の明確化をお願いいたします。	法第 27 条及び第 34 条の停泊命令等は、違反行為をし「かつ、当該違反行為を引き続きするおそれがあるとき」に命ずるものであり、その判断は法の趣旨を踏まえ個別事案に即して行う必要があります。本改正案では、恣意的運用を防ぐ観点から、「文書による指導をされたにもかかわらず、それに従わず同一の管理年度において」再度の違反が確認された場合を適用範囲として明示しております。 なお、軽微な過失等については、上記のとおり処分基準第 11 の規定に該当するか否かを検討し、適切に対応いたします。

5	－ 「引き続きするおそれ」の判断基準の具体化 文書指導後の同一管理年度における再違反、過去の違反歴、報告遅延の常態化、VMS データとの著しい乖離、市場流通記録との不整合などを例示し、恣意的運用を防ぐべきです。一方で、単なる記載漏れや初回の軽微な過失と、意図的な虚偽・隠蔽を区別する考慮規定を置くことが公正です。	
6	「報告をせず、若しくは虚偽の報告をし」という表現には、過密な操業や端末操作ミス、事務的エラーによる単純な計算違いや報告遅延などの「過失」と、割当超過を隠蔽するための「故意による不報告・虚偽報告」の両方が同一の要件として含まれて見えます。 過失による軽微なミスに対しても一律に厳罰化の懸念を与えると、現場の不要な混乱や反発を招く一方、行政側の指導現場でも指導・処分の判断基準に困惑する可能性があります。 このため、処分基準の運用通達やガイドライン等において、行政指導（指示・指導）と停泊処分等の対象となる「不報告・虚偽報告」の概念整理を明確に提示することを提案します。	
7	現行案では「同一の管理年度において」と規定されているため、管理年度の末期（例：管理年度終了間際）に違反行為が発生し文書指導が行われた場合、翌管理年度に入ると指導の履歴がリセットされると解釈される懸念があります。 その結果、管理年度を跨いで毎年同様の不報告や虚偽報告を繰り返す不誠実な事業者に対して、適切な停泊処分等を命じることができなくなる抜け道が生じるおそれがあります。 管理年度の繰り越しに関する規定を整備、または運用指針等で明確化することを提案します。	法第 26 条第 2 項及び第 30 条第 2 項に定める報告義務の違反については、当該違反行為が、法第 27 条及び第 34 条の規定に該当しない場合であっても、法第 131 条第 1 項の停泊命令等の対象となります。なお、管理年度を跨いで複数回の報告義務の違反があった場合には、法第 131 条第 1 項の停泊命令等の対象となり、処分基準第 8 の 1（4）②イ及びウの規定により、停泊期間等が加算されることとなっています。
8	第 3 では、年次漁獲割当量を超えて採捕した場合に、その超過数量を基準として算出した控除数量を翌管理年度以降の年次漁獲割当量から控除する仕組みが定められています。 この控除処分についても、故意に漁獲枠を超過した場合に、超過によって得られる漁獲上・経済上の利益と、将来の漁獲枠から控除されることによる不利益との関係を検証し、違反することによって実質的な利益を得ることができない制度となっているか、十分に検討する必要があると考えます。	法第 25 条第 2 項に違反してその設定を受けた年次漁獲割当量を超えて特定水産資源を採捕したときは、法第 28 条に基づく控除のほか、法第 27 条の停泊命令等の行政処分、法第 191 条の罰則を受ける場合があります。 また、法第 26 条第 2 項の規定に違反して漁獲量等の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、その後、当該漁獲量が確定したことにより、年次漁獲割当量を超えた場合は、法第 25 条第 2 項違反となり、法第 28 条に基づき、年次漁獲割当量の控除処分の対象となります。これは、法改正以前から変更されていません。このときも、上記と同様に、合わせて法第 27 条の停泊命令等の行政処
9	今回の改正では、報告義務違反に対して停泊処分等の基準が新設されましたが、報告を怠ったり虚偽報告を行ったりした結果として隠蔽されていた超過漁獲量が存在し	

	た場合の、割当量控除処分（第 3）との連動関係について新旧対照表上では触れられていません。 報告義務違反に対する停泊処分等のみで処理され、隠蔽された超過漁獲分が翌管理年度の割当量から控除されないのであれば、不法な漁獲による経済的利益が残り、十分な抑止効果が得られない可能性があります。 報告義務違反の覚知・処分に伴い、過去の隠蔽されていた実際の漁獲量が判明した場合には、速やかに法第 25 条第 2 項違反（割当超過）の規定を適用し、第 3 に基づく割当量控除処分を合わせて行う方針を解釈通達等で明確化することを提案します。	分、法第 191 条の罰則を受ける場合があります。 なお、年次漁獲割当量を著しく超過した場合及び年次漁獲割当量を超えて採捕した場合において、当該採捕に係る報告をせず、又は虚偽の報告をした場合は、漁業法施行規則（令和 2 年農林水産省令第 47 号）第 18 条第 1 項に規定された資源管理基本方針（農林水産省告示第 1982 号。）第 12（1）の削減の要件に該当することから、上記の控除処分に加え、法第 29 条に基づき、漁獲割当割合の削減の処分を受ける場合があります。
10	パブリックコメント終了（令和 8 年 9 月 2 日）から施行日（令和 8 年 10 月 1 日）までの期間が約 1 ヶ月と極めて短いため、現場の漁業者、漁協、関係都道府県への周知不足や、報告システムの入力不備等による初期のトラブルが懸念されますので、以下の対応を求めます。 （1）施行までの期間において、Q&A 形式の分かりやすい解説資料を作成し、水産庁ウェブサイトでの広報や都道府県・関係漁協を通じた周知を速やかに実施すること。 （2）報告システムの操作ミス等が発生しやすい初期段階においては、サポート体制を充実させ、指導と処分の適切な運用に努めること。	TAC 管理の開始以来、システムを利用した報告を実施しており、今回の処分基準の改正を契機として、システムを利用した報告を新たに実施するものではありません。 また、本処分基準の改正は、令和 8 年 4 月 1 日に施行された漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 66 号。）を踏まえて法第 27 条及び第 34 条の停泊命令等の対象となる具体的な基準を定めるものですが、施行に際しては、公布（令和 6 年 6 月 26 日）以降、延べ 46 回の説明会等を開催する等、周知に努めてきました。 なお、本処分基準の改正については、施行後に水産庁 HP へ公表し、円滑な運用に努めてまいります。
11	－ 周知と事前指導の強化 改正法施行（令和 8 年 4 月 1 日）に向け、漁業者・漁協向けの説明会、Q&A、簡便な報告マニュアルを充実させ、「知らなかった」を減らすことが先決です。処分は最終手段であるとの位置づけを明確にしてください。	
12	例えば、クロマグロという同じ資源を利用する漁業者に対し、大臣管理区分にだけ停泊命令を命じるのはいかがなものかと考えます。以下の理由により、都道府県が厳密に管理できず、報告義務違反（犯罪）の構成要件のうち、水産庁は、「違法性」について、具体的に説明することができません。こうした状況にあつては、言われるがまま素直に自白に応じるなど、まじめな漁業者だけが損をすることになります。 また、同じ資源を利用する漁業者に対し、大臣管理区分に係る漁業者にだけ報告義務違反に係る停船命令を行うことが、資源管理上必要不可欠なものであると考えられません。 知事管理区分における法第 30 条違反が問えない現状にあつては、それが改善され、水産庁が違反（犯罪）の構成要件を明確に回答できるまでの間、若しくは都道府県知事が管理できないのであれば、大臣自らが管理できるよう措置したうえで行政罰を課し、それを行う基準を定めるべきと考えます。	法第 30 条第 1 項及び第 2 項において「当該管理区分が（中略）知事管理区分である場合には当該知事管理区分に係る都道府県知事に報告する」とされているとおり、都道府県知事が法第 14 条第 1 項に基づき定める都道府県資源管理方針の下で定められた知事管理区分における漁業者による特定水産資源の採捕については、当該都道府県に報告する枠組みとなっており、法第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をした場合には法第 131 条第 1 項に基づき、法第 30 条第 2 項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、かつ、当該違反行為を引き続きするおそれがある場合には法第 34 条に基づき、当該都道府県知事による停泊命令等の対象となります。

13	今回の改正案は、漁業法令違反に対する処分基準を見直すものと理解しております。しかし、資料には成果目標や KPI（重要業績評価指標）が存在せず、政策効果を客観的に検証するための仕組みが不足していると考えます。漁業資源は国民の食生活と安全保障に直結する領域であり、処分基準の改正には必ず客観的な指標が必要です。 本改正案には必ず成果目標と KPI を設定し、行政手続法 39 条 2 項の趣旨および高市政権の「縦割り行政の打破」の方針に沿うよう、内容を具体化し、関係省庁・デジタル庁との連携を明示することを強く求めます。	本改正案は、令和 8 年 4 月 1 日付の法改正を踏まえ、法第 27 条及び法第 34 条に基づく停泊命令等の具体的な基準等を定めるものです。 水産基本計画等に基づき実施している施策に係る KPI 等については、農林水産省 H P（実績評価結果：農林水産省）において公表しています。
14	－ 処分の比例原則の明示 停泊期間や漁具使用禁止期間（案では 90 日以内）について、超過量の大きさ、違反の悪質性、過去の指導歴に応じた段階的な目安を示すべきです。零細漁業者や雇用されている乗組員への過度な影響を避ける配慮も必要です。	法第 27 条及び第 34 条に基づく停泊命令等の期間（90 日以内）等の具体的な運用については、違反の内容等を勘案し、適正な処分となるよう努めてまいります。
15	－ 処分開始の「直ちに」の運用 要件確認後すみやかに発出する方針は支持しますが、船舶の安全、天候、水揚げ中の漁獲物の扱いなど実務上の例外をあらかじめ整理しておくべきです。	「直ちに」行うとの方針は、違反行為の継続防止という法の趣旨に基づくものです。一方で、船舶の安全確保等特段の必要がある場合には、法第 131 条第 1 項に基づく停泊命令等においても、必要最小限の範囲で処分の開始日を延期していることから、法第 27 条及び法第 34 条に基づく停泊命令等においても引き続き同様に対応してまいります。
16	－ 電子報告システムの徹底活用 報告漏れ・虚偽を減らすため、個体数・重量・船舶情報を電子的に入力し、自動チェックできる仕組みをさらに推進し、紙報告との併用期間を明確にしてください。QR コードやタグによる個体管理との連携も有効です。	法第 26 条及び第 30 条に基づく漁獲量等の報告（以下「T A C 報告」という。）に関しては、漁業法施行規則第 16 条第 3 項により電磁的な方法で行うことと規定されており、基本的にすべての T A C 報告は、広域資源管理サブシステムを用いて行われています。今後も同システムの利便性向上を図るなど、報告体制の充実に向けた取組を進めてまいります。
17	－ 関係機関との情報共有 都道府県、海上保安庁、卸売市場、流通適正化法に基づく取扱事業者との情報連携を処分基準の運用に明記し、報告と流通記録の突合を迅速に行える体制を整えるべきです。	貴重な御意見として承ります。

18	- 処分後のモニタリング 停泊期間終了後や控除後も一定期間、当該船舶・漁業者の報告状況を重点的に確認する仕組みを設けることで、再発防止効果が高まります。	
19	- 処分実績の公表 件数、主な違反類型、処分内容を個人・船舶が特定されない形で定期的に公表し、抑止効果と国民への説明責任を果たすべきです。	
20	- 国際的な説明 本措置が IUU 漁業対策および責任ある漁業の推進に資することを、関係 RFMO や輸入国に積極的に発信すべきです。	
21	「その他軽微な修正」についても、用語の統一や引用条文の正確性を確保した上で、現場が迷わない分かりやすい表現に整えてください。漁具等の範囲（「同様の機能を有するもの」）についても、具体例を示すと運用が安定します。	

※とりまとめの都合上、内容を適宜要約・統合しています。

今回の処分基準と直接関係がないため掲載していない御意見もありますが、今後の施策の参考とさせていただきます。